

虐待防止の指針

JCHO 登別病院
医療安全管理室
2026 年 7 月改定

目次

1. 当院における虐待の防止に関する基本的考え方	2
2. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	2
3. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	3
4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	3
5. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	3
6. 虐待発見時の対応について	4
7. その他虐待防止の推進のために必要な事項	4

当院における虐待防止のための指針を、以下の通り定める。

1. 当院における虐待の防止に関する基本的考え方

当院は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって高齢者権利利益の擁護を実現する。また、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、子ども虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、子どもに対する虐待の禁止、子ども虐待の予防及び早期発見その他の子ども虐待の防止に関する責務により、子ども虐待の防止等に関する施策を促進し、もって子どもの権利利益の擁護を実現する。

1.1 高齢者虐待とは

「高齢者」とは65 歳以上の者と定義されている。また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義している。

(1) 養護者による高齢者虐待

「養護者」とは「高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人が該当する。養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う虐待行為をいう。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等」とは老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当する。

1.2 子ども虐待とは

「子ども虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう)がその監護する子ども(十八歳に満たない者をいう)について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 身体的虐待
- (2) ネグレクト(養育の怠慢・放置・拒否)
- (3) 性的虐待
- (4) 心理的虐待

2. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待の防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実行化するため、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時に虐待防止のための研修を実施する。

研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

研修の実施内容は、その都度、医療安全管理室において記録し保管する。

3. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 3.1 何人も、高齢者虐待防止法に定める虐待（身体的、心理的、性的、経済的、不作為による虐待）を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに関係機関と連携し高齢者の生命・身体・財産の保護に努める。
- 3.2 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。
- 3.2 虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急性が高い場合、「虐待を受けたと思われる」場合は医療安全管理室を通す必要はなく、直ちに市町村または地域包括支援センター、市町村子供家庭グループ子供相談室、警察に通報すること。その際、医療安全管理室にも並行して相談・連絡・報告をすること。
- 3.3 虐待の有無が不明である場合や、虐待と認定すべきか分からない場合は、医療安全管理室に都度速やかに報告・相談すること。その後、医療安全管理室が臨時委員会またはカンファレンスで検討する。万が一、不適切な対応をしたと思われる場合は、その時点で「虐待を受けたと思われる」事案として各自の判断で市町村または地域包括支援センターに通報しても構わない。
- 3.4 虐待認定に際し、虐待をする者・されている者の自覚は問わない。
- 3.5 虐待の通報者は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。また通報者の特定に資する情報を漏らしてはならない。
- 3.6 虐待の事実認識により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 4.1 相談窓口は原則として業務時間内に対応するが、緊急性の高い場合は被虐待者の生命・身体・財産の保護を優先し、柔軟に対応する。
- 4.2 相談・報告を受けた場合、窓口担当者は速やかに医療安全管理室に報告し、原則として医療安全委員会またはカンファレンスを開催する。
- 4.3 相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者等に知られてはならない。
- 4.4 相談・報告の記録はその都度相談窓口が作成し、万全なセキュリティ策を講じた上で保管する。

5. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 5.1 虐待通報後、虐待者から問い合わせや苦情がきた場合は、医療安全管理室に報告し、以後医療安全管理室において対応する。このとき、通報者の氏名等を聞かれても開示してはならない。
- 5.2 虐待通報後、虐待者から恫喝等違法な行為をされた場合は、速やかに警察に通報し毅然と対処する。

- 5.3 養護者が虐待者である場合は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

6. 虐待発見時の対応について

医療安全管理マニュアルに準じて対応する。

7. その他虐待防止の推進のために必要な事項

本指針に記載のない対応マニュアル等の詳細については、「高齢者虐待防止法」を基本として記載してある「登別市ホームページの高齢者虐待の防止について」を参照にする。